

令和2年第4回安城市議会定例会請願文書表

令和2年12月1日

番 号	請 願 第 3 5 号	受理年月日	令和2年11月6日
件 名	公文書（録音データ）に関する取扱いについて、安城市文書管理規程を遵守すること、及び対応・対策を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>次のように公文書の開示を請求しました。その結果を記載して皆様の理解に努めます。</p> <p>①公文書開示決定通知書 令和2年9月29日付け 請求した公文書の名称…令和2年9月15日開催の総務企画常任委員会の録音データ 決定の内容…全部開示 発信者…大屋議長</p> <p>②公文書非開示決定通知書 令和2年10月9日付け 請求した公文書の名称…令和2年2月26日に開催した安城市自治基本条例審議会の録音データ 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由…当該録音データは、現在保有しておらず、このことは、安城市情報公開条例第11条第2項に規定する「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するため 発信者…神谷市長</p> <p>さて、「安城市文書管理規程」を確認します。</p> <p>第1条(趣旨)にて、 「文書(電磁的記録(省略)を含む)の管理について必要な事項を定めるものとする。」とあります。すると、①②の通知書からわかるように、録音データは公文書に該当します。そして、保存期間区分表を見ると、今回の2件に関する区分は次の通りです。</p> <p>保存期間…長期</p> <p>文書の種類…(10)議案の原議、議決報告書及び会議録 と定められています。</p> <p>文書には、紙の文書と録音データが含まれることは、本規程から明白です。つまり、ともに、同じ保存期間である必要性があります。</p> <p>しかし、公文書非開示決定通知書を見ると、保有していないとのこと。これは、規程違反になります。つまり法令等遵守ができていません。</p> <p>聞くとところによると、令和2年2月26日に開催した安城市自治基本条例審議会の録音データは、会議録が所管課で完成したから、いままでの慣例に従って、消去したということでした。おそらく、4月末までには消去したと推測しています。</p> <p>しかも、議事録公開前に消去されたと聞くため、そうならば何か都合が悪いことがあって改ざんしたのではないかと疑わざるを得ません。何か意図的なものがあったのか等を含めて、議会で調査し、その結果をご説明願いたい。</p>		

慣例などは、ここでは全く関係がなく、規程に従って同じ期間保存すべきことは自明ではないでしょうか。

保存期間は、1年以上、から定められているわけですから、

その1年の保存期間すら守らずに、消去するとは、いかなることでしょうか。

ここについて、背景等の説明を求めたいとともに、録音データの復元を求めたいと考えております。

請願事項

安城市(市議会を含む)においては、文書管理規程を、厳密に遵守し、住民に対して情報公開を適正に実施し、住民の疑惑を解消できる体制を構築し、慣例となっていた行為はすべて見直し、条例、規程等に違反する事項は廃止し、かつ市職員、議会・議員の再教育を実行することを求めます。

かつ、令和2年2月26日に開催した安城市自治基本条例審議会の録音データの復元を求めます(復元は可能でしょう)。復元不可能ならば、その根拠を第三者としての専門家による回答書を求めます。

そして、現行の会議録との照合、及び適法性を、担当部署の市職員、議会・議員、住民とともに実施することを求めます。

要

旨